

魚野川サケ有効利用調査規則

(目的)

第1条 この規則は、魚野川サケ有効利用調査の実施にあたり、調査方法等の詳細について定めることを目的とする。

(調査概要)

第2条 釣獲期間、時間、場所等の調査概要は、毎年度定める魚野川サケ有効利用調査委員会事業計画による。

(調査員認定方法)

第3条 調査員の申し込みは、魚沼市観光協会ホームページ上に設ける申し込みフォームから行うこととする。

2 申込書の記載事項は別に定める。

3 各調査日ごとの調査員の認定は、先着順により決定する。

4 調査日に無断であるいは正当な理由なく欠席した場合、調査員の認定を取り消す。調査日の受付時間に遅れた場合、調査員の認定を取り消す場合がある。

(調査時の留意事項)

第4条 調査員が調査に従事する際の留意事項は次の通り。

- ① 調査員は、調査当日の午前7時30分に伊勢島サケ一括採捕場で受付をし、調査参加費を支払い、調査許可証、調査員帽子(個別番号入り)、調査報告書用紙を受け取る。
- ② 調査員は、調査従事中は調査員帽子を被り、許可証を携帯する。
- ③ 調査員は、調査終了後伊勢島サケ一括採捕場で、受付時に配布された調査許可証及び調査員帽子を返却する。また、調査報告書に必要事項を記載し提出することで、この調査に協力しなければならない。

(釣り方の留意事項)

第5条 釣り方の留意事項は次の通り。

- ① 釣り方は竿によるルアー、フライ、餌釣りで、フックは全てシングルバーブレスと

する。ルアーで複数のフックホルダーがある場合は、それぞれがシングルバーブレスとする。

- ② 同時に使用できる竿は1本とする。また、置竿は禁止する。
- ③ 持ち帰りできるサケは、調査員1名につきオスサケ1尾とする。これを超えるオスサケはその場で速やかにリリースする。また、メスサケは生かした状態で保存し、魚沼漁協に提出する。
- ④ サケ以外の魚がかかった場合は、その場で速やかにリリースする。

(安全の確保)

第6条 調査員は調査中の安全確保に十分留意し、流れの中に安易に立ち込まない。また、ライフジャケットを必ず着用する。

(環境の保全)

第7条 調査員は環境の保全に努め、自身のごみは持ち帰り、ごみが落ちていた場合は積極的に回収に努める。

- 2 調査中の駐車場所は、交通の妨げにならないように十分注意する。また、調査中に車で移動する際は交通安全に努める。

(規則の遵守)

第8条 調査員は本規則その他調査実施上の留意事項を守り調査を行わなければならない。

(解任)

第9条 本規則に違反した者、採捕監視者の指導に従わない者は調査員を解任される場合がある。その場合、納入済みの調査参加費は原則として返納しない。